

の日常生活訓練や記憶障害等の代償手段の獲得のため、メモリーノート等を活用した訓練等を実施し、日常生活や社会生活に必要な力を高めることを目的とした自立訓練（生活訓練）を行っている。

その他、重度の知的障害のある児童を対象としている秩父学園においては、基本的な生活習慣の確立や情緒の安定を図ることを目的とした施設支援の他、自閉症等の特有の発達障害を有する在宅の児童に対し、「通園療育指導事業」及び「発達障害児等家族短期入所事業」等を実施するとともに、発達障害の可能性のある2歳前後の子供と家族を支援する「地域子育て支援拠点型事業」を新たに実施している。

（4）発達障害児・者施策の充実

ア 「発達障害者支援法」の概要

① 法律の趣旨

発達障害のある人については、症状の発現後できるだけ早期の発達支援が特に重要であることから、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、発達障害のある人に対し学校教育等における支援を図る。

② 主な内容

・発達障害の定義

「発達障害者支援法」における「発達障害」とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」とされている。発達障害の定義が明らかになったことにより支援の対象が明確になった。

・ライフステージを通した一貫した支援

「発達障害者支援法」では、「国及び地方公共団体は、発達障害のある児童に対し、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に、その

者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行われるとともに、発達障害のある人に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害のある人の家族に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じるもの」とされている。児童の発達障害の早期発見、早期の発達支援、保育、教育、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の利用、就労支援、地域での生活支援、権利擁護及び家族への支援など、発達障害のある人のライフステージにおける一貫した支援の流れが明確にされるとともに、これにかかる国や地方公共団体の責務が明らかにされた。

・関係機関の連携

「発達障害者支援法」では、「国及び地方公共団体は、発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、医療、保健、福祉、教育及び労働に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するとともに、犯罪等により発達障害者が被害を受けること等を防止するため、これらの部局と消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関との必要な協力体制の整備を行うもの」とされている。発達障害のある人の地域におけるライフステージを通した一貫した支援を行うために、多岐にわたる関係機関の連携やネットワークを構築して発達障害のある人への支援体制を構築することが必要である。

・理解の促進

発達障害のある人の福祉についての理解、発達障害のある人の社会参加への協力が国民の責務とされている。また、国及び地方公共団体は、発達障害に関する国民の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとされている。

・専門家の養成等

専門的な医療機関の確保、専門的知識を有する人材の確保、調査研究等が定められている。

イ 発達障害者支援の推進

① 発達障害者支援の体制整備

「発達障害者支援法」の施行を踏まえ、厚生労働省においては、平成17年度から、発達障害のある人の乳幼児期より成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図るため、「発達障害者支援体制整備事業」を実施しており、平成25年度から、地域生活支援事業に「発達障害者支援体制整備」として位置付けている。

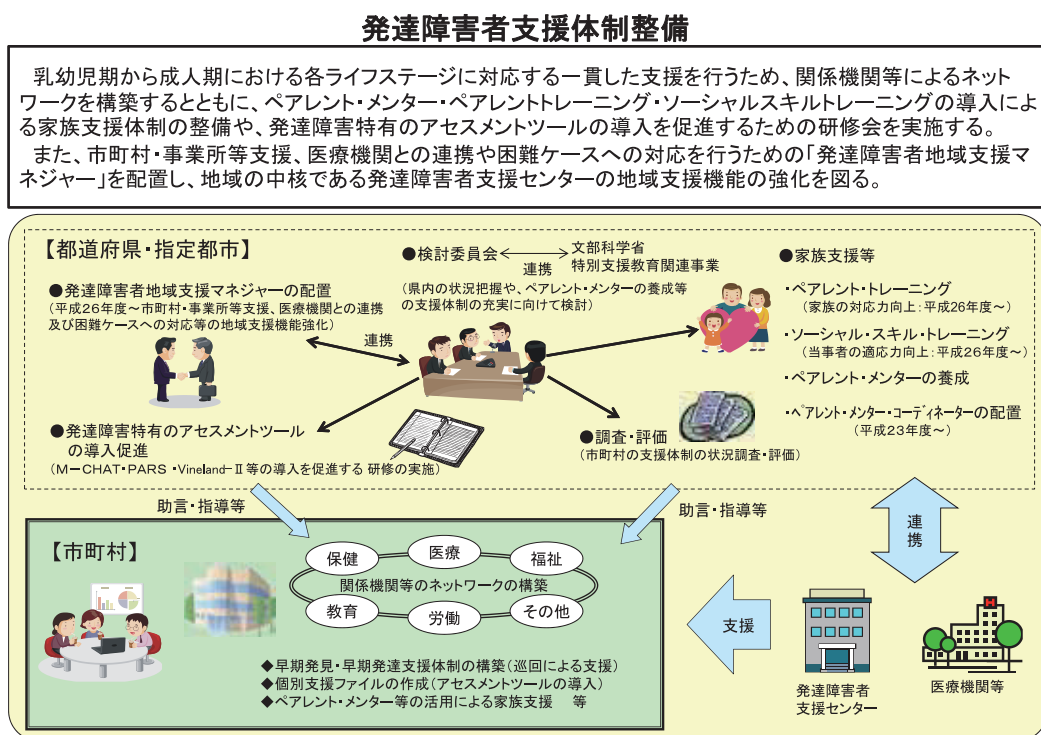
具体的には、(1) 各ライフステージに対応する一貫した支援を行うための関係機関のネットワークの構築、(2) 発達障害に係る理解を深めるとともに地域における支援につなげていくためのアセスメントツール（発達障害を早期発見し、その後の経過を評価するための確認票）の導入を促進する研修会の実施、(3) 発達障害のある子供を育てた親がその経験を活かし、子供が発達障害の診断を

受けて間もない親などに対して相談や助言を行うペアレントメンターの活動の推進や、その活動をコーディネートする者の配置、(4) 家族対応力の向上を支援するペアレントトレーニングや当事者の適応力の向上を支援するソーシャル・スキル・トレーニング（SST）の普及の推進、(5) 市町村や事業所への支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応などを行う発達障害者地域支援マネジャーの発達障害者支援センターへの配置などを行い、地域における発達障害者に対する支援体制の充実を図っている。

② 発達障害者支援センター運営事業

厚生労働省においては、発達障害者及びその家族等に対して相談支援、発達支援、就労支援及び情報提供などを行う「発達障害者支援センター」の整備を図ってきたところであり、平成24年度までに全67都道府県・指定都市に設置された。

■ 図表6-12 福祉・教育等の連携による発達障害への支援



資料：厚生労働省